

(書式 1 - 2)

株式移転により完全子会社となる会社の株主総会招集通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

株主各位

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

△△△△株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。Asahi Chuo

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、別紙「議決権行使についての参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇曜日) 午前〇〇時

2 場 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

当社本店会議室

3 会議の目的事項

議案 株式移転による完全親会社設立の件

(議案の要領は別紙「議決権行使についての参考書類」〇頁から〇頁に記載のとおりです。)

(別紙) 省略

解説

取締役が株式移転計画の承認に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない（会社法施行規則第91条）。

- 一 当該株式移転を行う理由
- 二 株式移転計画の内容の概要
- 三 当該株式会社が株式移転完全子会社である場合において、会社法第二百九十八条第一項の決定をした日における会社法施行規則第二百六条各号（第五号及び第六号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要
- 四 株式移転設立完全親会社の取締役となる者についての会社法施行規則第七十四条に規定する事項
- 五 株式移転設立完全親会社が会計参与設置会社であるときは、当該株式移転設立完全親会社の会計参与となる者についての会社法施行規則第七十五条に規定する事項
- 六 株式移転設立完全親会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）であるときは、当該株式移転設立完全親会社の監査役となる者についての会社法施行規則第七十六条に規定する事項
- 七 株式移転設立完全親会社が会計監査人設置会社であるときは、当該株式移転設立完全親会社の会計監査人となる者についての会社法施行規則第七十七条に規定する事項